

# 新年の御挨拶

特許庁長官 今井 康夫



新年明けましておめでとうございます。

年の初めにあたり、特許庁技術懇話会の皆様の、御多幸と御健勝をお祈り申し上げます。

さて、私たちを取り巻く環境は、大きく変化しています。2年前に小泉総理が知的財産の保護、活用による国際競争力の強化を国家目標としてかけたあと、これまで4国会連続して総理大臣の所信表明演説で知的財産戦略が取り上げられ、また、「知的財産戦略会議」の設置、「知的財産戦略大綱」の策定、「知的財産基本法」の成立、「知的財産戦略本部」の設置、そして昨年7月の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の策定と、わずか1年半の間に、これだけ大きく舞台が回りました。

その舞台では、私たちが主役を演じるということになりました。「推進計画」の施策項目を数えてみますと、全部で270項目、このうち特許庁が名宛人となっているものが90項目あります。先日、WIPO総会に参加しましたときに、欧米の多くの特許庁長官から、日本で知的財産政策が国の政策の中心に位置づけられていることについて、激励を受けると同時に、たいへんに羨ましがられました。

一方で、欧米の特許庁長官等と議論を重ねるうちに、日本の特許制度がグローバルな国際的競争に直面しているという現実を実感するようになりました。

私たちは、知的財産を巡るこうした変化をしっかりと見据え、これに遅れることなく、しかし振り回されることなく、我々なりに問題をこなして、国民の期待に応えていかなければなりません。

知的財産の創造、保護、活用という「知的創造サイクル」の活性化によって経済の再生をはかるという目標に向かって、我々に何が求められ、我々は何をなさなければならないか、特許庁をあげて、鋭い問題意識を持って取り組まなければならないと思います。

迅速・的確な審査・審判が我々に求められるものの中心であることは当然でしょう。それをどのように達成していくのか？ さらには、どうしたら企業や国の研究所が、特許情報や情報検索手法を駆使して、出願や審査請求、さらには研究テーマそのものを効率的に絞り込めるか？ 中小企業や、産業財産権の分野ではニューカマーである大学に対する相談や指導はどうしたら効果的にできるか？ いわゆる未利用特許をどうしたら大々的に経済活動に動員できるのか？ これまでの私たちの蓄積、知見を活用して特許の価値の評価とか企業の知財活動の評価などに貢献できないか？ などなど、いろいろな切り口があります。このような課題を設定して、取り組んでいきましょう。その際、政策立案と実施には、スピードが大切だと思います。

先日、「企業の研究活動と特許」について、最近私が考えているところを、皆さんにメールで御報告しました。1月には、小野技監が小野ビジョンを発信してくれます。このような形で、政策論議を、大いに活発にしていきたいと思えます。皆さんも、是非、この議論の輪に参加していただきたいと思えます。

新年早々から、お願いになってしまいました。

特許庁技術懇話会の皆様の、ますます積極的な活動を期待しております。